

令和5年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

(1) 森・里・川・海の保全

⑩ 貴重な生物の生息・生育地への車の乗り入れ規制など、海岸環境の保全

(1) 事業目的

平成11年に海岸法が改正され、海岸法の目的に「海岸環境の整備・保全」が位置づけられました。また、平成15年3月に策定(令和3年3月第4回改定)した島根沿岸・隠岐沿岸 海岸保全基本計画において、環境面からの基本方針として(1)郷土色豊かな海岸環境の保全(2)優れた海岸景観との調和(3)環境保全への適切な対応(4)保全活動の支援を記載し、海岸環境の整備・保全のために適切に対応することとしております。

(2) 取組状況

本県では、海岸環境の適切な保全のため、必要に応じ、貴重な生物の生息・生育地への車の乗り入れ規制の実施や、環境に悪影響を及ぼす恐れのある油等の漂着物への対処など、適切に対応することとしています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 河川課	0852-22-5647